

給与 R4 システム 健康保険・特定保険・介護保険料率改定のお知らせ

1. 健康保険・特定保険・介護保険料率の改定について

平成 30 年 3 月分（4 月納付）以降の協会けんぽの健康保険料率、特定保険料率、介護保険料率が以下のとおり変更になります。

（健康保険料率）

都道府県	改定前	改定後	
	全体	全体	従業員負担分
北海道	10.22%	10.25%	1000 分の 51.250
青森県	9.96%	9.96%	1000 分の 49.800
岩手県	9.82%	9.84%	1000 分の 49.200
宮城県	9.97%	10.05%	1000 分の 50.250
秋田県	10.16%	10.13%	1000 分の 50.650
山形県	9.99%	10.04%	1000 分の 50.200
福島県	9.85%	9.79%	1000 分の 48.950
茨城県	9.89%	9.90%	1000 分の 49.500
栃木県	9.94%	9.92%	1000 分の 49.600
群馬県	9.93%	9.91%	1000 分の 49.550
埼玉県	9.87%	9.85%	1000 分の 49.250
千葉県	9.89%	9.89%	1000 分の 49.450
東京都	9.91%	9.90%	1000 分の 49.500
神奈川県	9.93%	9.93%	1000 分の 49.650
新潟県	9.69%	9.63%	1000 分の 48.150
富山県	9.80%	9.81%	1000 分の 49.050
石川県	10.02%	10.04%	1000 分の 50.200
福井県	9.99%	9.98%	1000 分の 49.900
山梨県	10.04%	9.96%	1000 分の 49.800
長野県	9.76%	9.71%	1000 分の 48.550
岐阜県	9.95%	9.91%	1000 分の 49.550
静岡県	9.81%	9.77%	1000 分の 48.850
愛知県	9.92%	9.90%	1000 分の 49.500
三重県	9.92%	9.90%	1000 分の 49.500
滋賀県	9.92%	9.84%	1000 分の 49.200
京都府	9.99%	10.02%	1000 分の 50.100
大阪府	10.13%	10.17%	1000 分の 50.850
兵庫県	10.06%	10.10%	1000 分の 50.500
奈良県	10.00%	10.03%	1000 分の 50.150
和歌山県	10.06%	10.08%	1000 分の 50.400
鳥取県	9.99%	9.96%	1000 分の 49.800
島根県	10.10%	10.13%	1000 分の 50.650
岡山県	10.15%	10.15%	1000 分の 50.750
広島県	10.04%	10.00%	1000 分の 50.000
山口県	10.11%	10.18%	1000 分の 50.900

都道府県	改定前		改定後
	全体	全体	従業員負担分
徳島県	10.18%	10.28%	1000 分の 51.400
香川県	10.24%	10.23%	1000 分の 51.150
愛媛県	10.11%	10.10%	1000 分の 50.500
高知県	10.18%	10.14%	1000 分の 50.700
福岡県	10.19%	10.23%	1000 分の 51.150
佐賀県	10.47%	10.61%	1000 分の 53.050
長崎県	10.22%	10.20%	1000 分の 51.000
熊本県	10.14%	10.13%	1000 分の 50.650
大分県	10.17%	10.26%	1000 分の 51.300
宮崎県	9.97%	9.97%	1000 分の 49.850
鹿児島県	10.13%	10.11%	1000 分の 50.550
沖縄県	9.95%	9.93%	1000 分の 49.650

(特定保険料率)

改定前	改定後	
全体	全体	従業員負担分
3.73%	3.61%	1000 分の 18.050

※都道府県単位保険料率のうち、後期高齢者支援金等に充てられる特定保険料率は全国一律の保険料率です。都道府県単位保険料率から特定保険料率を控除したものが、加入者の給付費等に充てられる基本保険料率となります。

(介護保険料率)

改定前	改定後	
全体	全体	従業員負担分
1.65%	1.57%	1000 分の 7.850

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、都道府県単位保険料率に全国一律の介護保険の保険料率が加わります。

改定に伴い、弊社の給与システムをご使用中のお客様は、**3 月分保険料を徴収する前に従業員負担分の料率変更**が必要になります。

つきましては、設定方法を以下のとおりご案内させていただきますので、手順にしたがいご対応くださいますよう、お願い申し上げます。

2. 料率変更が必要な会社

健康保険・特定保険・介護保険の料率により、従業員情報に登録されている保険料を自動計算している場合は、料率変更作業を行ってください。保険料を控除していない場合や、従業員情報で直接保険料を設定している場合は料率変更を行う必要はありません。

E i ボードで自動ダウンロードが有効になっているコンピューターでは、2月26日（月）に「社会保険関係料率マスター」が自動ダウンロードされます。料率変更が自動で行われるため、手動で料率を変更する必要はありません。

- ・自動ダウンロードの設定方法や料率配信受入画面の初期設定については [サポート] → [よくあるお問合せ] の「料率配信受入の初期設定について」をご参照ください。

http://faq.r4support.epson.jp/app/answers/detail/a_id/1133/

「社会保険関係料率マスター」の自動ダウンロードは保守契約をされているお客様向けのサービスです。なお、自動ダウンロードは、お客様の PC がインターネットに接続されていることが前提となる機能です。

3. 料率変更の作業を実施する時期の確認

まず、「社会保険の徴収」の設定内容を確認します。

- ①給与 R4 システムを起動して、会社を選択し [選択] をクリックします。
- ② [設定] → [計算条件] を選択します。
- ③「会社/計算条件の設定」画面が開きます。「社会保険の徴収」の設定内容を確認します。

給与計算	所得税の計算方法	<input type="radio"/> 月額表	<input type="radio"/> 電算機計算の特例
	単価計算の端数処理	<input type="radio"/> 小数点以下2桁に	<input type="radio"/> 小数点以下0桁に
	給与明細の通勤手当表示	<input type="radio"/> 通勤手当の支払額	<input type="radio"/> 通勤手当の月按分額
	社会保険の徴収	<input type="radio"/> 前月分(通常)	<input type="radio"/> 当月分(特別)
	住民税の徴収基準	<input type="radio"/> 支払月	<input type="radio"/> 支払月の翌月

(1)「計算条件」の設定で社会保険の徴収が「前月分(通常)」に設定されている場合

改定後の保険料率が適用されるのは、以下の給与・賞与からです。

【給与】・・・平成30年4月以降支払日となる給与

【賞与】・・・平成30年3月以降支払日となる賞与

このように、給与と賞与とは「新保険料率」で保険料を徴収し始める時期が異なるため、作業を実施する時期に注意が必要です。

次のいずれかのケースにお客様の会社が該当するケースをチェックし、作業を実施する時期をご確認ください。

【ケース 1】3月は給与の支給のみで、賞与の支給はない場合

- ①支払日が3月の給与は旧料率のまま給与処理を行います。
- ②翌月、支払日が4月の給与(または賞与)を選択し、4月の処理をする前に給与および賞与の健康保険・(内)特定保険・介護保険を新しい料率に変更します。

【ケース 2】3月に賞与の支払いがある場合

- ①支払日が3月の給与は旧料率のまま給与処理を行います。
- ②支払日が3月の賞与を選択し、3月の賞与処理をする前に賞与の健康保険・(内)特定保険・介護保険を新しい料率に変更し、賞与処理を行います。
- ③翌月、支払日が4月の給与を選択し、4月の給与計算をする前に給与の健康保険・(内)特定保険・介護保険を新しい料率に変更し、4月以降の給与処理を行います。

(2)「計算条件」の設定で社会保険の徴収が「当月分(特別)」に設定されている場合

改定後の保険料率が適用されるのは、以下の給与・賞与からです。

【給与】・・・平成30年3月以降支払日となる給与

【賞与】・・・平成30年3月以降支払日となる賞与

新しい保険料は、平成30年3月から徴収開始となりますので、3月の給与(賞与)処理を行う前に保険料率を変更します。

- ①支払日が2月までの給与(賞与)は旧料率の保険料率のまま給与処理を行います。
- ②翌月、支払日が3月の給与(または賞与)を選択し、3月の処理をする前に給与および賞与の健康保険・(内)特定保険・介護保険を新しい料率に変更します。

4. 料率変更前の確認事項

次に、従業員情報の健康保険、(内)特定保険、介護保険の設定内容を確認します。

- ①給与 R4 システムを起動して、会社を選択し [選択] をクリックします。
- ② [設定] → [従業員/一覧入力] を選択します。
表示欄で「全体」のチェックを外し、「社保」にチェックを付けます。

従業員名 ※	健康保険区分	介護保険区分	厚生年金保険区分	雇
敏明	あり	年齢判定計算	あり	な
孝次	あり	年齢判定計算	あり	あ
次郎	あり		なし	あ
進一	なし	年齢判定計算	あり	あ
文二	あり	年齢判定計算	あり	な

③健康保険区分を確認します。

料率変更の対象・対象外の従業員が正しく設定されていることを確認してください。

健康保険区分	内容
あり	料率と報酬月額によって保険料を自動計算する場合に選択します。
なし	保険料を徴収しない場合に選択します。
定額（固定）	料率の設定によらず、固定の保険料を設定する場合に選択します。

④「健康保険区分：あり」の従業員の健康保険の等級・標準報酬月額・保険料、(内)特定保険料、介護保険料の計算(水色)項目・上書(緑色)項目の設定を確認します。

上書されている項目のうち、料率変更により自動計算されてもよいものについては、項目を選択して上書を解除（[上書] ボタンをクリックする）してください。



⑤従業員一覧入力画面を[確定]で閉じます。

5. 保険料率の変更方法

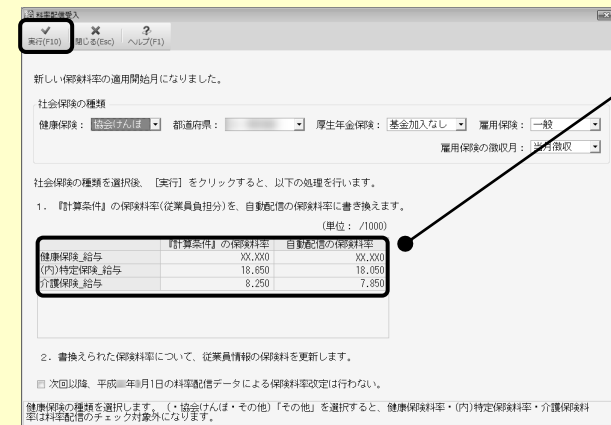
次に、保険料率を変更します。

「社会保険関係料率マスター」が自動配信されるコンピューターでは、会社データ起動時、

- ・計算条件の「支払日の特別処理」「社会保険の徴収」
- ・「社会保険関係料率マスター」に登録されている「適用開始日」

から判断して、選択している処理月が料率変更対象の月である場合のみ、「料率配信受入」画面が表示されます。

「料率配信受入」画面が表示されたら、料率の変更内容を確認して[実行]をクリックしてください。(手動で料率を変更する必要はありません。)



健康保険_給与 (内)特定保険_給与 介護保険_給与
「計算条件」の設定で社会保険の徴収が「前月分(通常)」の場合
給与の支払日 4月xx日
「当月分(特別)」の場合
給与の支払日 3月xx日
に「料率配信受入」画面が表示されます。

健康保険_賞与 (内)特定保険_賞与 介護保険_賞与
賞与の支払日 3月xx日以降、はじめての賞与支払月に「料率配信受入」画面が表示されます。

①給与 R4 システムを起動して、会社を選択し [選択] をクリックします。

②処理月選択画面で新しい保険料で徴収を開始する月を選択して「選択」をクリックします。

「計算条件」の設定で社会保険の徴収が

「前月分(通常)」の場合
給与の支払日4月xx日を選択
または、
賞与の支払日3月xx日を選択

「当月分(特別)」の場合
支払日 3月xx日を選択

③「設定」→「計算条件」を選択します。

④計算条件の設定画面が表示されます。前ページの料率変更を実施する時期の内容に応じて健康保険・(内)特定保険・介護保険料率を変更します。

労働時間	1日労働時間		8.00
	月間労働日数		20.00
	月間労働時間		160.00
保険料率 (従業員負担分) (/1000)	健康保険	給与	49.500
		賞与	49.500
	(内)特定保険	給与	18.050
		賞与	18.050
	介護保険	給与	7.850
		賞与	7.850
厚生年金	給与	91.500	
	賞与	91.500	
厚生年金基金	給与	0.000	
	賞与	0.000	
雇用保険		3.000	

健康保険料率は協会けんぽ「東京都」の場合です。都道府県ごとに料率は異なります

給与の保険料率を変更すると賞与の保険料率に同じ値が自動設定されます。

※保険料率について：

このたびのご案内は、協会けんぽの保険料率の場合となります。健康保険組合の場合は、組合で定められた率を入力してください。

※特定保険料率について：

特定保険料率の変更は、給与・賞与明細の印刷画面で「特定保険料の印字」を「する」と設定されているお客様のみご対応いただく内容です。「特定保険料の印字」を「しない」と設定されている場合、または特定保険料率の設定が0.000の場合は、特定保険料率の変更作業を行う必要はありません。

⑤「確定」をクリックします。確認画面が表示されますので「はい」をクリックします。

従業員情報の健康保険・(内)特定保険・介護保険料が新しい料率で計算され、変更後に行う給与計算からは新しい保険料が表示されるようになります。

6. 料率変更後の注意点

料率変更後に、給与や賞与の処理が済んでいる過去の月の支給明細を開くときには、あらかじめ「計算条件」の設定で「過去データの修正」を「なし」に設定しておいてください。過去月は「給与明細／個別照会」ボタンになり、明細を開いても自動計算されなくなります。（過去月の支給明細を修正する必要がある場合は、賃金台帳で修正を行ってください。）

また、当月の支給明細処理が済んだ後に、処理月を翌月に選択しないまま、料率変更を行った場合は、当月の支給明細に新料率を反映させないよう「給与明細／個別入力」で支給明細を開く前に[ロック]処理を行ってから、明細を開くようにしてください。

新料率変更後に、当月の支給明細の処理を行う（新料率を反映する）場合は[ロック]処理を行う必要はありません。なお「給与明細／個別照会」では[ロック]処理はできません。

部門コード	部門名	従業員コード	従業員名	従業員名カナ	在職区分	給与パターン	役職	分類	処理	メモ	
1	000000	管理部門	01SE01	木村 節明	木村 節明	000000	基本パターン	0EP001:(役員)取締役	001:管理職	ロック	
2	000000	管理部門	EP5004	藤山 孝次	藤山 孝次	000000	基本パターン	EP7504:主任	002:事務職	ロック	
3	000000	管理部門	EP7001	時給 次郎	時給 次郎	002000	時給用	EP9999:日給時給	002:事務職	ロック	
4	00200A	営業部門	EP0030	上原 進一	上原 進一	000000	基本パターン	EP7501:部長	001:管理職	ロック	
5	00200A	営業部門	SE3301	山本 丈二	山本 丈二	000000	基本パターン	0EP002:(役員)専務	001:管理職	ロック	
6	SA01	営業1係	EP0051	甲田 嘉美子	甲田 嘉美子	000000	基本パターン	EP7505:係長	003:営業職	ロック	
7	SA01	営業1係	EP5002	宮田 徳子	宮田 徳子	000000	基本パターン	EP7503:係長	003:営業職	ロック	
8	SA02	営業2係	EP0040	青田 慶子	青田 慶子	000000	基本パターン	EP7504:主任	003:営業職	ロック	
9	SA02	営業2係	EP4012	富山 俊	富山 俊	000000	基本パターン	EP7505:係長	003:営業職	ロック	
10	SA02	営業2係	EP5003	田中 寿子	田中 寿子	000000	基本パターン	EP7505:係長	003:営業職	ロック	

計算条件の設定で「過去データの修正」が「あり」の状態でも過去にさかのぼって[ロック]されていない給与や賞与の入力画面を開くと、変更後の保険料で再計算されてしまいます。ご注意ください。

7. 雇用保険料率・労災保険料率について

平成30年度の雇用保険料率は据え置きようです。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>

平成30年度の労災保険料率は改定の予定です。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000188909.html>

以上、よろしくお願いたします。